



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
9 月 25 日
第 4486 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)	1
○ 告 示	
※滋賀県窯業技術者養成要綱の一部改正 (モノづくり振興課)	1
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	1
※特定猟具使用禁止区域の指定 (自然環境保全課)	2
○ 正 誤	
平成29年 9 月 29 日付け第4361号滋賀県人事行政の運営等の状況公告中.....	3

規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第50号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則 (昭和55年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第16条第118号の次に次の 1 号を加える。

(118)の 2 同法第43条第 2 項第 1 号の規定による建築の認定 (甲賀土木事務所長、湖東土木事務所長および高島土木事務所長に限る。)

第16条第119号中「第43条第 1 項ただし書」を「第43条第 2 項第 2 号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第387号

滋賀県窯業技術者養成要綱 (昭和48年滋賀県告示第129号) の一部を次のように改正する。

平成30年 9 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第 1 条中「経営改善」を「後継者の育成および従事者の資質向上」に改める。

第 3 条中「釉薬、素地焼成、デザイン (絵付)、石膏原型」を「素地釉薬、デザイン」に改める。

第 5 条中「徴収しないもの」を「月額 4,250円」に改める。

第 7 条第 3 号を削る。

第 9 条第 3 項中「さらに」を「新たに」に改める。

第12条中「知事の承認を得て別に」を削る。

付 則

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第388号

滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

第7条の2第1項中「下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方を「下請負人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日以内(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間内)に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

付 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

滋賀県告示第389号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成30年9月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 近江八幡市新巻町・竜王町川守・岩井特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 近江八幡市新巻町・竜王町川守・岩井特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 129ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 白鳥川日吉野特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 白鳥川日吉野特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 8ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

3 東近江市長峰地区特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 東近江市長峰地区特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 365ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

4 野洲川中洲特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 野洲川中洲特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 60ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

5 野洲市近江富士団地特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 野洲市近江富士団地特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
 (2) 区域 次の図のとおり
 (3) 面積 245ヘクタール
 (4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

6 竜王町山之上特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 竜王町山之上特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
 (2) 区域 次の図のとおり
 (3) 面積 331ヘクタール
 (4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

7 野洲市野洲川特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 野洲市野洲川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
 (2) 区域 次の図のとおり
 (3) 面積 35ヘクタール
 (4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
 (「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

正 誤

平成29年9月29日付け第4361号滋賀県人事行政の運営等の状況公告中

ページ	行	誤	正
7	36	平成27年度	平成28年度

